

平成15年度司法研究の概要

●テーマ 量刑の研究

- 概要 殺人罪を素材として、平成17年8月から9月にかけて裁判官と国民に量刑に関するアンケートを実施して対比

●アンケート調査の対象

○国民 1000人（属性は次のとおり）

年齢 20代 22.9%, 30代 20.2%, 40代 18.9%, 50代 21.4%, 60歳以上 16.6%

性別 男性 48.7%, 女性 51.3%

職業 会社員・会社役員 30.3%, 公務員 4.1%, 自営業 10.7%, パート・アルバイト 11.3%, 主婦・主夫 26.0%, 学生 3.9%, 無職 12.6%, その他 1.1%

配偶者の有無 いる 73.5%, いない 26.5%

子供の有無 いる 72.4%, いない 27.6%

居住地域 東京 240人 大阪, 仙台, 広島各 120人

旭川, 岐阜, 松山, 長崎各 100人

○裁判官 全国の高・地裁において刑事公判事件を担当している者 766人

調査結果の概要

今回のアンケートは、代表的な量刑因子について、それを刑を重くする方向と軽くする方向のいずれに働くものと考えるかを「重くする、やや重くする、やや軽くする、軽くする、どちらでもない」の5個の選択肢から選んでもらう部分（ただし、例えば、前科があることについては、軽くする方向に働くということはないであろうから、その内容の選択肢は設けないなど一部選択肢の数が違う質問がある。）と、10個前後の量刑因子がある事例について、その事例において各量刑因子を刑を重くする方向と軽くする方向のいずれに働くものと考えるかを尋ねた上、具体的な量刑を死刑から執行猶予までの10個の選択肢の中から選んでもらう部分に分かれている。

● 個別の量刑因子に関する部分の調査結果の概要

- 1 国民の回答については、年代、性別、職業、配偶者や子供の有無、居住地域と回答結果に相関関係がないことが明らかになった。
- 2 調査した量刑因子のうち、3個を除いて、その因子が、刑を重くするのと軽くするののいずれの方向に働くものとするか国民と裁判官の違いはなく、どの程度働くかについても大部分に乖離はなかった。

とらえ方が違った3因子は、次のとおり。

ア 被告人が少年であることの評価

国民は、49.9%が「どちらでもない」とし、25.4%は重くする方向の回答をした。裁判官は、90.7%が軽くする方向で考えており、「どちらでもない」が9.3%いるが、重くする方向の回答はなかった。

イ 飲酒のため判断力がやや低下していたことに対する評価

国民の57.4%と裁判官の64.2%は、「どちらでもない」としているもので、両グループの半数以上の人の考え方は一致しているのであるが、他の意見

の人について見ると、国民の 36.5%が重くする方向の回答をしているのに対し、裁判官の 32.1%は軽くする方向の回答をしているため、この約3分の1の人たちの間で意見が違い、全体としては、程度は小さいが乖離があると見られる。

ウ 被害者が配偶者である場合の評価

裁判官は 78.7%が「どちらでもない」であるが、国民の「どちらでもない」は 57.6%に止まっており、36.5%が重くする方向で考えているので、これも程度は小さいが乖離があると見られる。

● 事例を前提とした部分の調査結果の概要

今回のアンケートでは、基本的な設例を5事例とし、更に各事例ごとに一部状況の異なる2つのケースを想定し、それぞれについてどの程度の量刑が妥当と考えるかを尋ねることにより、合計10ケースについて回答を得た。これについては、なお分析・検討中であるが、次のような傾向が見て取れる（うち1事例2ケースについての回答結果を配付してあるが、以下述べる点については、他のケースでも同様の特徴が表れている。）。

- 1 事例を前提とした質問についても、国民の回答について、年代、性別、職業、配偶者や子供の有無、居住地域と回答結果に相関関係がないことが明らかになった。
- 2 この10ケースのいずれについても特徴的なのは、量刑のバラつきの程度の差である。裁判官の量刑は、10段階の選択肢のうち回答の多かった上位3つの選択肢を選んだ人の割合を合計すると、9ケースでは84%から92%となり、残る1ケースでも78.6%であって、標準偏差も10ケースとも2ポイント台であり、バラつきが極めて少なかった。これに対して、国民の回答は、回答の多かった上位3つの選択肢を選んだ人の割合の合計は、8ケースで45%前後から59%前後に止まり、他の2ケースも65.1%と72.7%で、標準偏差

- はすべて4ポイント台であり、裁判官と比較するとバラつきが非常に多かった。10ケースのすべてで、執行猶予の回答もあれば死刑の回答もあった。
- 3 また、5つの事例では10個前後の量刑因子を設定してあるが、全事例を通じて50%以上の人が「どちらでもない」にした因子の数の合計は、裁判官が13個で国民が32個であった。これは、量刑判断に当たって着目している因子の数の差であると見る事が可能である。
- 4 ただし、上記のような量刑のバラつきの存在や着目している因子の数の差については、次の点に留意する必要がある。今回のアンケートでは、国民の側は、設例として示された文字情報のみに基づいて回答したものであり、具体的な審理に判断者として立ち会って証拠を検討したわけではない。しかし、実際の裁判員として審理に臨む場合には、証拠を見聞きし、検察官及び弁護人の量刑に関する意見も聞いた上で判断する。また、今回のアンケートでは、量刑を判断する上で必要な情報はどのようなものだと考えるかについても質問したところ（複数回答可）、国民の82.7%が類似した事件の裁判例が必要だとしており、適切な形でそれを提供していく必要があることが明らかになった。このほか、事件の再犯率の状況(72.5%)、法律の一般的知識(63.5%)、受刑者の刑務所内で生活に関する情報(46.5%)、仮釈放の時期と割合(35.6%)などの情報についても必要との回答が寄せられているが、今回のアンケートは、以上のような情報を伝えることなく回答を求めている点も考慮する必要がある。したがって、裁判員裁判における裁判員の意見が、今回のアンケート結果から直ちに推測できるというものではない。

今回の調査結果によれば、国民の間で、量刑を考える際の意識が必ずしも均質的とはいえないことは明らかと思われ、裁判員制度の下で、裁判官は、このように様々な考え方を持った国民を迎え、共に議論をしていく中、在るべき量刑を探っていくことになる。裁判所としては、今後、実際の裁判員制

度において、量刑についてどのような形で議論をしていくべきなのかを検討していく必要があるが、今回の司法研究は、こうした点について、初めての実証的データを取得したという点において、その有益な基礎資料になるものと思われる。

アンケートの5事例

【事例Ⅰ】 短絡激情型

- A（45歳・男）は、居酒屋で酒を飲んでいたところ、偶然隣り合った見知らぬB（40歳・男）との間で、互いの腕が当たった当たらないということから口論となった。
- AはBから「馬鹿野郎」などとののしられたことに激しく怒り、とっさに殺意を抱き、カウンター内にあった店の果物ナイフで被害者の胸を1回突き刺して殺害した。
- Aには前科・前歴はなく、罪を認めて反省している。

状況① 事件後、被告人は被害者の遺族（妻と小学生の子供）に謝罪するとともに賠償金を支払い、被害者の遺族は被告人を許している。

状況② 事件後、被告人は被害者の遺族（妻と小学生の子供）に謝罪するとともに賠償金を支払ったが、被害者の遺族は、依然被告人を許さず重い刑罰を望んでいる。

【事例Ⅱ】 利欲怨恨型（金銭トラブル型）

- A（30歳・男）は、生活費のために消費者金融会社のみならず知人からも多額の借金を重ね、その返済に困っていたところ、個人的に金を借りたB（70歳・男）から返済を求められることにいら立つようになった。
- そしてAは、催促のためにA宅を訪ねたBから、これまで同様に返済を迫られたことに激しく怒り、殺意をもって、台所から持ち出した出刃包丁でBの腹部を多数回突き刺して殺害した。
- Aは、罪を認めて反省している。
- Aには妻のほか幼い子供3人がいる。
- Aには金銭的余裕がないため、Bの遺族に対して賠償金の支払いはされていない。

状況① Aには前科・前歴がない。

状況② Aには傷害罪による服役前科（出所後10年以内のもの）がある。

【事例Ⅲ】 心中型

- A（80歳・男）は、精神病を患い奇異な行動や他人に迷惑を掛ける行動をとる息子B（50歳・男）の将来を悲観し、このままでは自殺するほかはないと考えた。
- しかし、AはBを残して自殺することはできないとの思いから、道連れにBを殺害しようと考え、就寝中のBの首をひもで絞めて窒息死させた。
- その後、Aも自殺を試みたが死にきれなかった。
- Aは、Bを入院させるなど何ら適切な対処をすることもなく、1人で問題を抱え込んでいた。
- Aには前科・前歴はなく、罪を認めて反省している。
- 事件後、多数の付近住民が、Aの減刑を望む嘆願書を裁判所に提出した。

状況① Aは、事件当日、Bが就寝したのを見て、突如、殺害を決意して犯行に及んだ。

状況② Aは、かねてよりBを殺すしかないと考えて機会をうかがい、あらかじめひもを用意した上で犯行に及んだ。

【事例Ⅳ】 忍従反動型

- A（40歳・女）は、日頃から夫であるB（35歳・男）より家庭内で激しい暴力を振るわれており、一度は家から逃げ出したこともあったが、無理矢理連れ戻された。
- それ以降、Aは、Bを恐れる余り、ひたすらBの暴力に耐えていたが、このままでは自分の幸せや自由はなく、Bを殺すしかないと考え、就寝中のBの首を手で絞めて窒息死させた。
- Aには前科・前歴はない。
- BにA以外の遺族はいない。

状況① 事件後、Aは「自分は犯人ではない。アリバイもある」とうその弁解に終始し、反省していない。

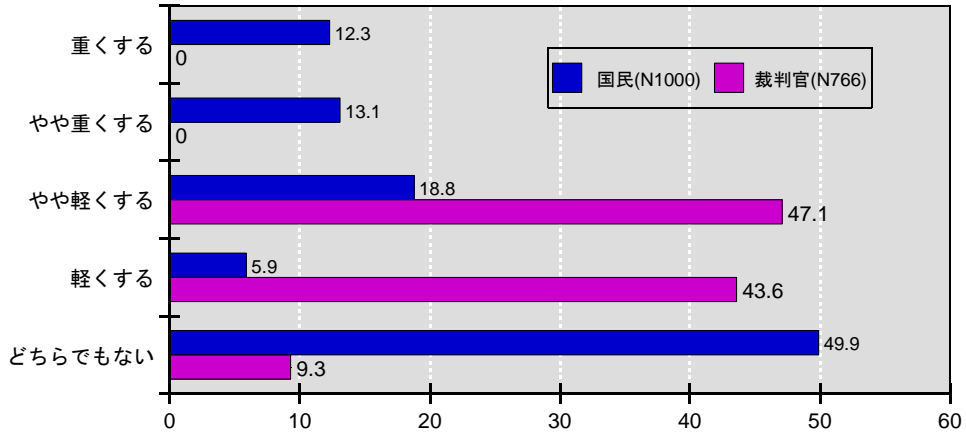
状況② 事件後、Aは罪を認めて反省している。

【事例Ⅴ】 暴力団抗争型

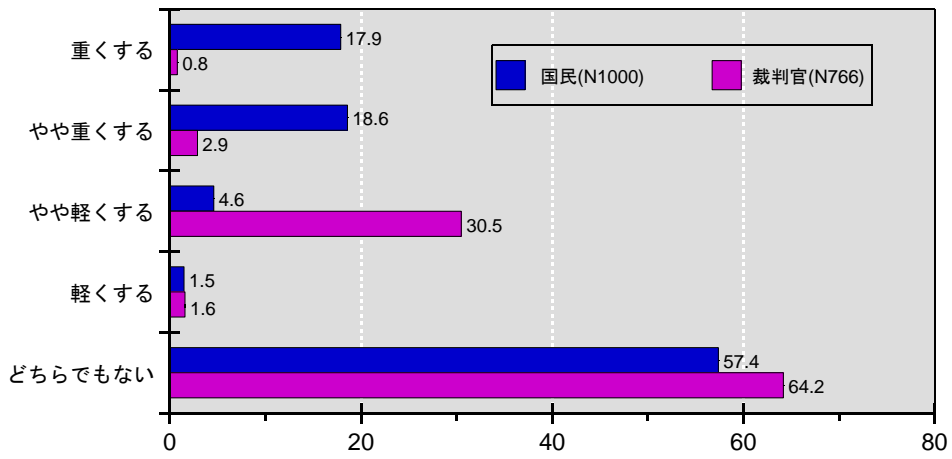
- A1（22歳・男）は、自らの属する暴力団の組長A2（55歳・男）から、対立抗争中の別の暴力団の組員B（65歳・男）を殺害するよう指示され、あらかじめけん銃を渡された。
- Bの暴力団事務所前で待ち受けていたところ、Bが事務所から出てきたため、A1はけん銃を数発発砲し、Bの腹部に命中させて殺害した。
- Bの暴力団事務所は繁華街にあり、付近の住民等は多大な不安を覚え、日常生活にも支障をきたした。
- A1とA2はいずれも罪を認めて反省をしている。
- A1とA2にはいずれも道路交通法違反（無免許運転）罪による罰金前科1犯がある。
- B側に対する謝罪、賠償金の支払いはされていない。

※ 事例Ⅴでは、組員A1と組長A2に対する各量刑を質問した。

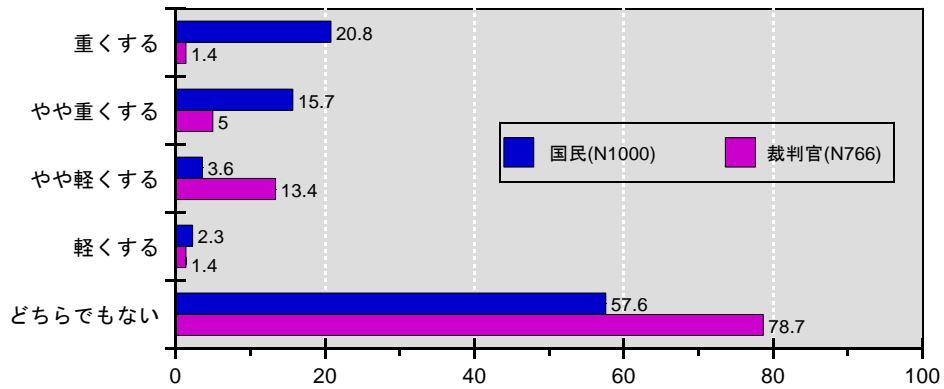
被告人の年齢（10歳代）



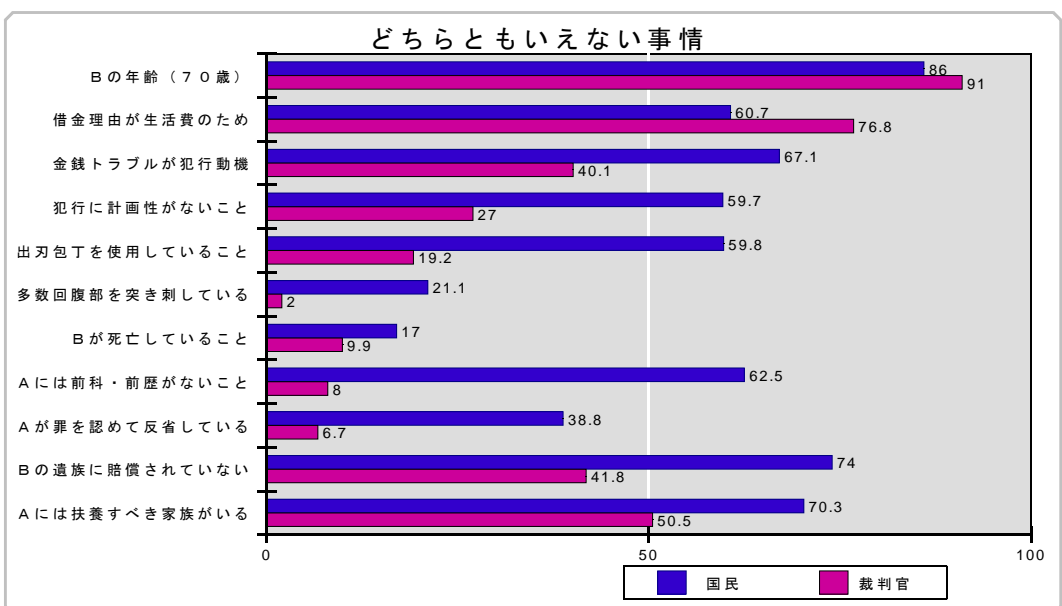
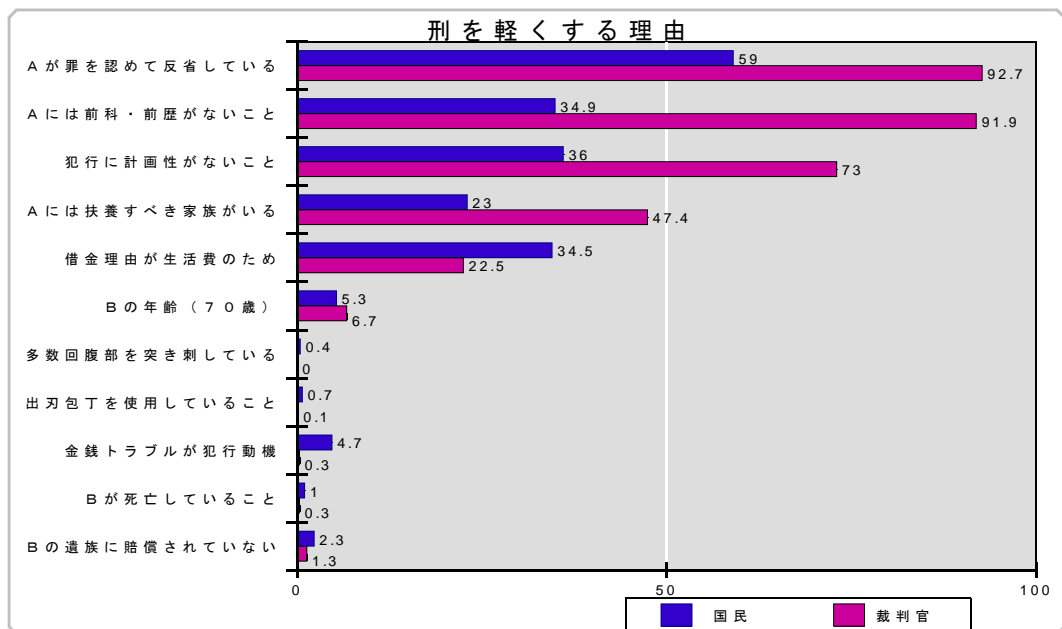
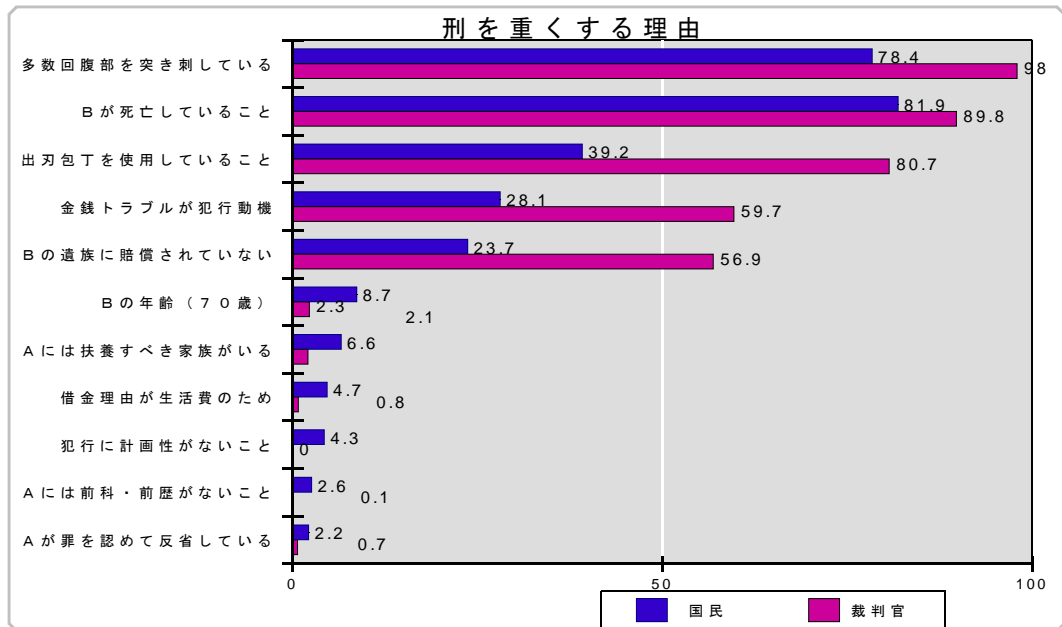
飲酒のため判断力が低下していた



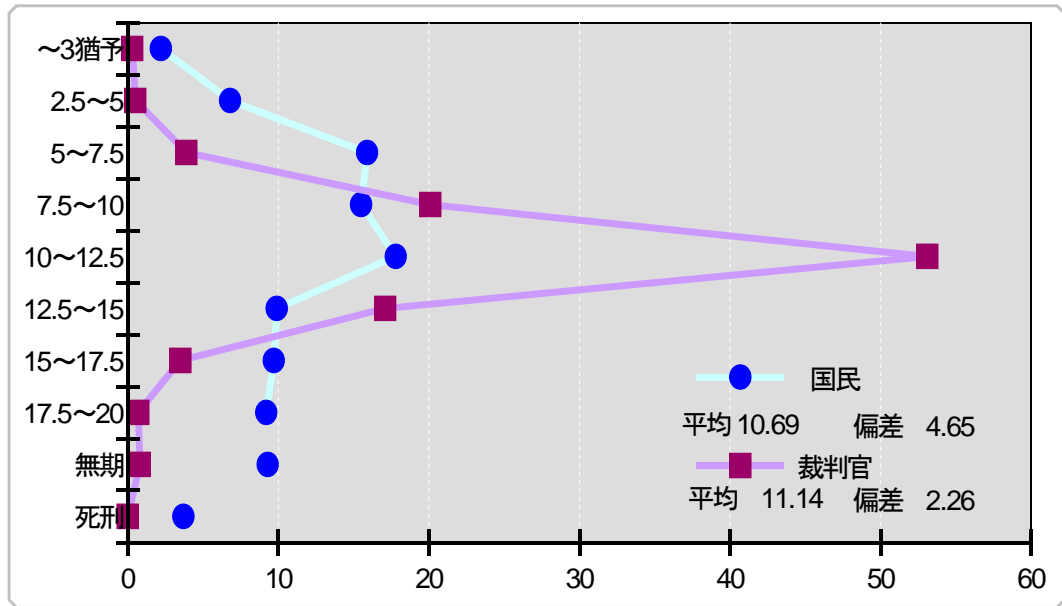
被害者:配偶者



事例Ⅱ



状況①



状況②

